

ビーバーベスト章・精励章の申請について

2019.5.18 高田

前回の申請の中で、申し合わせ事項のビーバー隊、カブ隊の月活動最低日数について不明瞭な点がありましたので、フォームを一部修正しました。以下、前回より一部文章を修正しましたが、地区名誉会議で再度ご確認ください申請をお願いします。

- ① 表彰申請総括表に1ヶ月あたりの活動日数の欄をBVS, CSに追記しました。
- ② BVS, CSの申請書に「1ヶ月あたりの活動日数は2.0以上必要です」のコメントを追記しました。

■ 申請書

- ・ 隊長・団委員長の捺印省略を前年度より実施しています。地区から県への提出時に、地区委員長の捺印だけをお願いします。地区にはデータでの提出が可能で、地区での集約作業が楽になっています。
- ・ 表彰機会登録に変更があれば再度申請してください。
- ・ Excelを活かし、ビーバーベスト章・精励章(カブスカウト)の申請書については、「活動した月数」を自動計算します。「1ヶ月あたりの活動日数」「出席率」も自動計算します。ただし、これについては注意が必要で、再度以下の注意事項を参照してください。
- ・ 他の部門の精励章の申請書も、出席率は自動計算します。

■ 総括表

- ・ 全部門の総括表を集約する「ビーバーベスト章・精励章申請書表紙」は必ず提出してください。
- ・ 従来は全ての部門で部門ごとに分かれています。ただし、ローバーは年間に多くて数名なので、総括表は設けていません。「ビーバーベスト章・精励章申請書表紙」に申請人数をご記入の上、レポートを添付してください。

■ 注意事項

- ・ 上記のように、ビーバーベスト章・精励章(カブスカウト)の申請書では「活動した月数」と「1ヶ月あたりの活動日数」を自動計算しますが、以下のようになっています。

活動した月数

- ・ 活動を始めた日から表彰時点までの月数を計算します。9月の申請では8月31日、4月の申請では3月31日までの活動日数です。

1ヶ月あたりの活動日数

- ・ こちらは、申請時点までとして、活動した月数から2ヶ月引いて計算しています。これらの数字は「申し合わせ事項」にある要件を、県連名誉会議でチェックする「目安」として使用します。所定の要件をぎりぎり満たさない場合は、「特記事項」に理由を記入してください。

「活動した月数」について、ビーバースカウトの場合、前年4月1日以降に活動を始めた場合は、11ヶ月と計算され、1年に満たないことになってしまいます。この場合、以下のいずれかによって判断が異なります。4月に2回以上の活動があり、

- (1) 最初の集会から参加した
- (2) 2回目以降から参加した

県連名誉会議としては、(1)なら、満1年間の活動があったと「可」としています。しかし、(2)なら「否」です。そこで、これまでこのような判断に困るケースでは、地区へ状況を確認してきましたが、地区への確認作業は大変なので今後は行いません。特記事項に(1)である旨を記載するようにしてください。隊の活動状況は、県連名誉会議の場では判断できませんので、地区の協力が必要です。

「特記事項」には、他にも以下のような項目を記載してください。

活動日数の不足

- ・ 申請月を含め、申請後の活動、特に夏や春の舎営・野営等で活動日数が見込めるときは、その数字を書いてください。申請書の日数に加味します。

進級が要件を満たさない

- ・ 申請から授与までの約2ヶ月の間に取得できるか、現状と見込みを記入してください。たとえば、1級だと、「1級旅行を残すのみで、〇月〇日に実施予定」のように具体的な記載が必要です。申請書の「特記事項」の欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

その他

- ・ 転団、病気、家庭の事情等で、活動日数が不足するなど。総括表には、「特記事項」の有無を記載するようになっています。県連名誉会議では、総括表で要件を満たさない場合、申請書(個票)の「特記事項」で判断できるかを見ますので、必ず記載してください。
- ・ 申請書の末尾に「注意事項」が記載されていますので確認してください。
- ・ 「申し合わせ事項」に記載されている基準については申請書に明示できませんので、基準を満たすかどうか、申請者は判別できないようになっています。地区で審査(名誉会議)を行って十分に確認し、申請時点で基準に満たない場合は、「特記事項」へ記載してください。基準を満たさず「特記事項」に記載のない場合は、「否」とさせていただきます。